

報第 5 号

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令について

教育長に対する権限の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程について、次のとおり専決したので、報告し、その承認を求める。

令和 7 年 4 月 1 8 日提出

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴雄

＜教育長に対する権限の委任等に関する規則＞

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

第二条及び第三条 略

第四条 教育長は、緊急の場合には、第一条第一項各号に規定する事務を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理したときは、次回の教育委員会にこれを報告し、その承認を求めなければならない。

第五条 略

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

知事部局の組織改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

部及び局の改称に伴い、「清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長」を「総合企画部未来創成局情報システム課長」に改める（第3条第2項）。

3 施行日

令和7年4月1日

岐阜県教育委員会訓令甲第二号

事務局一般
各県立学校

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年四月一日

岐阜県教育委員会

教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長」を「総合企画部未来創成局情報システム課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会鍵情報等管理規程（平成十四年岐阜県教育委員会訓令甲第七号）新旧対照表

(新)		(旧)	
第一条及び第二条	略	第一条及び第二条	略
(電子署名の種類)		(電子署名の種類)	
第三条	略	第三条	略
2	特別の理由により、前項に掲げる職署名以外の電子署名を設けようとする職にある者は、当該署名を設けることについて、別に定めるところにより、総合企画部未来創成局情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）の承認を得なければならない。	2	特別の理由により、前項に掲げる職署名以外の電子署名を設けようとする職にある者は、当該署名を設けることについて、別に定めるところにより、清流の国推進部デジタル推進局情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）の承認を得なければならない。
第四条から第九条まで	略	第四条から第九条まで	略
附則	略	附則	略